

<資料1>

EC販路拡大・定着支援事業業務委託企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「EC販路拡大・定着支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）に係る業務委託候補者を選定する企画提案競技に関して、必要な事項を定めるものです。

1 本業務の概要

(1) 業務件名及び数量

EC販路拡大・定着支援に係る業務 一式

(2) 委託期間

契約締結日から令和9年3月10日（水）まで

(3) 募集する企画提案の内容

<資料2>EC販路拡大・定着支援業務委託仕様書のとおり

(4) 委託額の上限

5,060,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 実施スケジュール

(1) 企画提案競技の参加者の公募開始	令和8年4月16日（木）
(2) 実施要領等に関する質問の受付	令和8年4月20日（月）午後5時まで
(3) 上記質問に対する回答	令和8年4月21日（火）
(4) 参加資格確認申請書の受付	令和8年4月23日（木）午後5時まで
(5) 参加資格確認結果の通知	令和8年4月24日（金）
(6) 企画提案書の受付	令和8年5月14日（木）午後5時まで
(7) 企画提案審査委員会	令和8年5月22日（金）（予定）
(8) 企画提案書審査結果の通知	令和8年5月25日（月）（予定）
(9) 契約締結	令和8年5月下旬（予定）

3 参加資格に関する事項

参加者は、次に掲げる資格要件を全て満たす者であり、かつ、秋田県知事から参加資格の確認を受けた者としてします。

[参加資格の要件]

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の

決定を受けた者を除く) でないこと。

- (3) 企画提案競技参加資格確認申請書の提出の日から委託候補者の選定をする日までの間に、県からの受注業務に関して指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 秋田県暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (5) 本業務の実施体制が確保されている又は事業開始までに確保される見込みであり、過去5年間のうちに本業務と類似の業務について実績を有する者であること。
- (6) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、日本語で対応できる体制を整えていること。

4 企画提案競技手続き等に関する事項

(1) 担当課

秋田県観光文化スポーツ部県産品振興課 食品工業チーム

住 所 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(秋田県庁第二庁舎6階)

電 話 018-860-2224

E-Mail shokusan@pref.akita.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「電子入札・入札・コンペ(コンペ情報)」及び「県産品振興課」に掲載します。

【掲載書類】

<資料1> E C 販路拡大・定着支援事業業務委託企画提案競技実施要領(本書)

<資料2> E C 販路拡大・定着支援事業業務委託仕様書

【様式1号】質問票

【様式2号】企画提案競技参加資格確認申請書

【様式3号】会社概要・類似業務受託実績

【様式4号】企画提案競技参加申込書

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、下記により受け付けます。

ア 受付期間 令和8年4月20日(月)午後5時まで

イ 受付場所 秋田県観光文化スポーツ部県産品振興課(連絡先は上記4(1)を参照)

ウ 提出方法 【様式1号】質問票に簡潔に記入の上、電子メールで提出してください。

エ 回答方法 質問及び回答の内容を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載します。

(4) 参加資格の確認

企画提案競技へ参加しようとする者は、次の書類により参加資格の確認を受けてください。

ア 提出書類

- ① 【様式2号】企画提案競技参加資格確認申請書

② 【様式3号】会社概要・類似業務受託実績

- イ 提出先** 上記4（1）に同じ
- ウ 提出方法** 電子メールで提出してください。
- エ 提出期限** 令和8年4月23日（木）午後5時まで
- オ 確認結果** 電子メールで通知します。
- カ 留意事項**

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を取り消します。
- ② 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。
- ③ 参加資格の確認後に参加資格の要件を満たさなくなった場合は、この参加資格を喪失します。また、参加資格の確認後に参加を辞退する場合は速やかに辞退届（様式任意）を提出してください。

（5）審査書類の作成及び提出

ア 提出書類

① 企画提案書

様式は任意のもので構いません。サイズはA4判とし、仕様書の項目を網羅した上で、15ページ以内（表紙・裏表紙除く）で作成してください。

② 見積書

企画提案書の事業を実施するための費用と積算根拠を明らかにした見積書を、会社所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記入し提出してください。また、下部に事業責任者、担当者、電話番号及びメールアドレスを記入してください。なお、見積額が上記2（4）に記載の委託額の上限を上回った場合は、審査の対象としません。

③ 「賃金水準の向上」に関する加点措置（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合のみ）

希望する場合は、次の表をもとに区分と給与提出資料を選択し、必要となる資料を1部提出してください。（賃金水準の向上に関する加点措置を希望する場合のみ）

＜賃金水準（給与額）の算出方法＞

- ・役員及び従業員の一人当たりの平均給与額、または役員を除く従業員の一人当たりの平均給与額の対前年増加率とします。
- ・税務申告で提出した所得税法第226条第1項の規定に基づく「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」による算出を基本としますが秋田県外の事業者等においては、秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者として算出することも可能です。

区分		提出書類	
		税務申告に基づく場合	県域で一つの事業者とする場合
給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	役員及び従業員が対象	ア 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表	イ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
	役員を除く従業員が対象	ウ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類	エ 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		「パートナーシップ構築宣言」の写し	

- ア 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分 「(A)俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較すること。
- イ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてアに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較すること。
- ウ 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「1 給与所得の源泉徴収票合計表(375)」における区分 「(A)俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較すること。
- エ 秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてウに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較すること。
- ④ 女性の活躍推進に関する取組を評価する次の資料を提出してください。(※女性の活躍推進に関する加点措置を希望する場合のみ)

区分	提出書類
一般事業主行動計画の策定・届出 (※ 従業員数100人以下の企業に限る。)	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	知事が交付する秋田県えるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール)	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し(写真可)

- ※1 「一般事業主行動計画の策定・届出」は従業員100人以下の企業が加点対象です
- ※2 「えるぼしチャレンジ企業認定」は令和4年5月から県が認定する制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」や「女性管理職比率」等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業を対象としています。なお、「法令に基づく認定(女活法)」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わないものとします。
- ※3 「秋田県知事表彰」は、「女性活躍・両立支援企業表彰」、「女性の活躍推進企業表彰」、「子ども・子育て支援知事表彰」、「男女共同参画社会づくり表彰」とします。

- イ 提出先 上記４（１）に同じ
- ウ 提出部数 ６部及び電子データ（PDFファイル）
- エ 提出期限 令和８年５月１４日（木）午後５時（必着）
- オ 留意事項

- ① 提出期限を過ぎた場合は、書類を受理しません。また、提出期限までに提出しない参加資格者は、辞退したものとみなします。
- ② 提出できる企画提案書は、１参加者１案とします。
- ③ 提出書類は差し換えや撤回することはできません。

5 受託候補者の審査方法等に関する事項

（１）企画提案競技の審査方法

秋田県が設置する企画提案審査委員会（以下「審査会」という。）において、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行います。

（２）企画提案審査委員会

ア 開催時期 令和８年５月２２日（金）（予定） ※日程等詳細は別途通知

イ 開催場所 オンライン

ウ 実施方法等

- ① プレゼンテーションの時間は、原則１者当たり３０分（説明１５分、質疑応答１５分）とします。ただし、応募者数により、プレゼンテーションの時間を変更する場合があります。
- ② 参加者が４者を超える場合には、委員会による書面審（以下「一次審査」という。）を実施し、上位４者により、委員①による審査を行います。なお、参加者が４者以下であった場合には、一次審査は行いません。

（３）受託候補者の決定

ア 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第１順位の受託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案内容をただちに契約内容とするのではなく、受託候補者と提案内容に沿っての協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものとします。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に電子メールで通知します。

ウ 第１順位の受託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行います。

6 審査項目、審査の視点及び配点

（１）目的・期待する効果の実現性（１０点）

業務目的を的確に理解し、仕様書に従った具体的で実現可能な内容で、目的成果の現れやすいものとなっているか。

(2) 提案のあった業務の内容が優れていること (60点)

- ・セミナー開催に係る提案内容が、発想や内容に優れ、参加者の確保が期待されるものであり、参加者にとって効果的かつ参加者同士の連携を促進する研修内容となっているか。
- ・コンサルタントによる伴走支援に係る提案内容が、発想や内容に優れ、支援対象事業者の経営資源や課題に即した的確な解決策を提供する支援内容となっているか。
- ・支援を通じて事業者が自走して利益を上げ続ける体制(収益基盤)を構築できる計画となっているか。

(3) 円滑な業務運営体制 (20点)

- ・業務遂行能力について、提案内容を適正かつ確実に履行することが可能な組織体制が構築されているか。
- ・見積書について、積算単価や数量は妥当なものであり、提案内容との整合性はとれているか。

(4) 賃金水準の向上 (5点)

賃金水準の向上に関する書類の提出

(5) 女性の活躍推進 (5点)

女性の活躍推進に関する書類の提出

7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)に基づき判断します。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、<資料2> E C 販路拡大・定着支援事業業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更、又は削除を行うことがある。

8 公正な企画提案競技の確保

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を禁止します。

(2) 企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案競技参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成してください。

(3) 企画提案競技参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

9 その他

- (1) 企画提案競技参加者が県に提出した書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属します。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 企画提案及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (4) 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、企画提案競技参加者が負うものとします。
- (5) 企画提案競技参加者が本件企画提案に要する費用は、参加者が負担するものとします。
- (6) 本件企画提案に参加するに当たって得られた情報について、参加者は守秘義務を負うものとします。